

庁議記録（令和6年4月9日開催分）

《その他事項》

◆人事考課制度の一部見直しについて

（市政企画部人事課）

令和6年4月改訂の人材マネジメント方針に沿い、令和6年4月1日より人事考課制度の一部見直しを行うもの。見直した主な内容としては、「能力考課項目」「能力活用期（60歳以上）の職員に対する運用方針の設定」「連絡所及び保育園・幼稚園職員の面談者及び一次考課者」「会計年度任用職員の人事考課の実施方法」。

◆令和6年度可児市職員研修計画について

（市政企画部人事課）

令和6年4月改訂の人材マネジメント方針に沿い、職員の能力と可能性を最大限引き出すための取組方針と研修事業を定めるもの。基本方針「職場研修（OJT）の推進」「変化に適応し、挑戦する力の養成」「自発的な参加を基本とする選択型の研修体系」により研修を実施する。

◆改正気候変動適応法の施行に関する熱中症対策について

（こども健康部健康増進課）

令和5年夏の気温大幅上昇に伴い、熱中症による救急搬送者数が大幅に増加するなど、特に高齢者を中心に熱中症による生命の危険が高まっているため、熱中症特別警戒情報の発表と合わせて、冷房設備のあるクーリングシェルター（地区センター）を市民に開放することで熱中症の防止に努めるもの。対策期間は4月24日（水曜日）から10月23日（水曜日）まで。

◆危機発生報告について

（こども健康部子育て支援課）

消費税法第6条第1項に規定する非課税業務について、該当事業の課税状況の調査をしたところ、非課税業務である2件を、課税業務と誤認して処理していたことが判明した。

市は、委託先に対して、課税処理に誤りがあったことを報告し、過払い消費税の返還を依頼した。すでに全額返還を確認している。

今後、新規契約事業については、関係法令の確認、国への照会を行い、非課税となる社会福祉事業に該当するか確認し、再発防止に努める。

【庁議での意見】 根拠法令をよく理解した上で、業務を遂行すること。

◆危機発生報告について

(福祉部国保年金課)

国民健康保険税に関して、一部の被保険者に対し、納期限に基づく起算日を誤って遡及賦課をしていたことが判明した。

市は、該当者に対し謝罪するとともに、誤徴収した金額に還付加算金を上乗せし、返還手続きを実施する。

今後は、関係法令の正しい解釈の徹底、マニュアル修正、複数人でのチェック体制を強化し、再発防止に努める。

【庁議での意見】 根拠法令をよく理解した上で、業務を遂行すること。